

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部を改正する細則を次のように
制定する。

平成26年2月20日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年細則第2号

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則(平成16年4月1日細則第11号)の一部
について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部改正について

改正理由：政府調達協定の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定(以下「改正協定」という。)その他の国際約束を実施するため、国立大学法人東京学芸大学(以下「本学」という。)の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、国立大学法人東京学芸大学会計規程(平成16年規程第43号。以下「会計規程」という。)及び国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則(平成16年規則第35号。以下「契約事務取扱規則」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品等 動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。</p> <p>(2) 特定役務 <u>改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス(本細則において「建設工事」という。)に係る役務をいう。</u></p> <p>(3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、<u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業(建設工事を除く。)</u>にあっては、<u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第57号)</u>による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。)をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。</p> <p>(適用範囲)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された改正後の政府調達に関する協定(以下「改正協定」という。)その他の国際約束を実施するため、国立大学法人東京学芸大学(以下「本学」という。)の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、国立大学法人東京学芸大学会計規程(平成16年規程第43号。以下「会計規程」という。)及び国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則(平成16年規則第35号。以下「契約事務取扱規則」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品等 動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。</p> <p>(2) 特定役務 <u>改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービスに係る役務をいう。</u></p> <p>(3) <u>建設工事 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げる建設工事をいう。</u></p> <p>(4) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを<u>含む。</u>)をいう。</p> <p>(5) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。</p> <p>(適用範囲)</p>

第3条 この細則は、本学の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

〔省略〕

（競争参加者の資格に関する審査等）

第4条 契約担当役（会計規程第5条第1項に定める契約担当役をいう。以下同じ。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務取扱規則第6条第1項に規定する者を一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を有する者として認めるものとする。

2 指名競争に参加する者に必要な資格（以下「指名競争参加資格」という。）については、前項の規定を準用するものとする。

〔削る〕

第3条 この細則は、本学の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち上記以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

〔省略〕

（競争参加者の資格に関する審査等）

第4条 契約担当役（会計規程第5条第1項に定める契約担当役をいう。以下同じ。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務取扱規則第6条第1項に規定する者を一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を有する者として認めるものとする。

2 指名競争に参加する者に必要な資格（以下「指名競争参加資格」という。）については、前項の規定を準用するものとする。

3 契約担当役は、特定調達契約に関し、指名競争参加資格を有する者の名簿を作成しな

(一般競争の公告)

第5条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで)に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

2 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告をする事項)

第6条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争を執行する場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (7) 契約事務取扱規則第6条第1項に規定する申請の時期及び場所
- (8) 第10条に規定する文書の交付に関する事項
- (9) 落札者の決定の方法

2 契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約担当役は、第1項の規定による公告において、契約担当役の氏名及びその所属する国立大学法人の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日又は申請の時期
- (3) 契約担当役の氏名及びその所属する国立大学法人の名称

なければならない。

(一般競争の公告)

第5条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については24日前)に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

2 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項の規定による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告する事項)

第6条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争を執行する場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (7) 第10条に規定する文書の交付に関する事項
- (8) 落札者の決定の方法

2 契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約担当役は、第1項の規定による公告において、契約担当役の氏名及びその所属する国立大学法人の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日
- (3) 契約担当役の氏名及びその所属する国立大学法人の名称

(指名競争の公示等)

第7条 契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第5条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公示をするものとされている事項のほか、会計規程第30条第2項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても行うものとする。

3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第六号に掲げる事項

(2) 契約の手續において使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第8条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による公示をした後に、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から一般競争参加資格又は指名競争参加資格について申請があったときは、契約事務取扱規則第6条第1項に規定する競争参加資格を得よう指示するものとする。

2 契約担当役は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定により、指名競争参加資格を得た者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第7条第3項に規定する事項及び第4項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

〔省略〕

(郵便等による入札)

第9条 契約担当役は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

(指名競争の公示等)

第7条 契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第5条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか、次の各号に掲げる事項についても、公示をするものとする。

(1) 会計規程第30条第2項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件(以下「指名されるために必要な要件」という。)

(2) 指名する者の数を制限する場合には、当該指名する者の数

3 前項第1号の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

4 契約を担当する職員は、会計規程第30条第2項の規定にかかわらず、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者全て指名するものとする。ただし、第2項第2号の規定により指名する者の数を制限した場合には、この限りではない。

(公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第8条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による公示をした後に、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から一般競争参加資格又は指名競争参加資格について申請があったときは、契約事務取扱規則第6条第1項に規定する競争参加資格を得よう指示するものとする。

2 契約担当役は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定により、指名競争参加資格を得た者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第3項に規定する事項を通知しなければならない。

〔省略〕

(郵便による入札)

第9条 契約担当役は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

第10条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 第6条又は第7条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第6条第1項第8号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約担当役の氏名並びにその所属する国立大学法人の名称及び所在地
- (5) 契約の手續きにおいて使用する言語
- (6) 契約の手續きにおいて電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (7) その他必要な事項

〔省略〕

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第13条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手續きにおいて電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第8条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第14条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第15条 契約担当役は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第16条 国立大学法人東京学芸大学長は、文部科学省の依頼により特定調達契約に関する

第10条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 第6条又は第7条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（第6条第1項第7号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約担当役の氏名並びにその所属する国立大学法人の名称及び所在地
- (5) 契約の手續きにおいて使用する言語
- (6) その他必要な事項

〔省略〕

（随意契約に関する記録）

第13条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約をすることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

（苦情の処理）

第14条 契約担当役は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

統計を作成し、文部科学省に送付するものとする。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この細則は、この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、別に定める。